

## さが農村ビジネスサポート事業実施計画の採択基準

- 1 本事業については、事業申込書及び事業計画書が提出された後、県農政企画課で計画の内容について確認し、採択の可否を決定する。
- 2 事業計画の確認において、判断が難しい場合は、(公財) 地域産業支援センター等にアドバイスを求める場合がある。
- 3 次の採択基準に基づき、総合的に勘案して、採択の可否を決定する。なお、確認項目の上位ほど、優先順位が高いものとする。

### (1) 農村ビジネス推進対策

項目	内容
①地域への波及効果	・地域内の複数事業者及び団体での取組であるか
②計画の実現性	・実施時期、実施体制等は適切か
③取組の新規性	・独自性のある取組か ・新しい組織の立ち上げ、新たな連携等これまで地域に無かった取組か

### (2) 農村ビジネス整備事業

項目	内容
①計画の実現性、継続性	・実施体制は適切か ・収支等の計画が継続可能なものになっているか
②地域への貢献度	・地域内の複数事業者及び団体での取組であるか
③取組の新規性	・地域内で他に例を見ない取組であるか ・アイデアに新規性があるか